



鳥取県公報

平成15年 9月26日(金)
第 7 5 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (580) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (581) (")	1
	生活保護法による診療所の再開の届出 (582) (")	2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (583) (障害福祉課)	2
	土地改良区の役員の就退任 (584) (耕地課)	2
	土地改良区の役員の退任 (2件) (585・586) (")	3
	土地改良事業の認可 (587) (")	3
	土地改良事業の同意 (2件) (588・589) (")	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	4

告 示

鳥取県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社くるみ調剤薬局	米子市道笑町四丁目122 - 10	平成15年 9月 6日
岩美町訪問看護ステーション	岩美郡岩美町大字浦富645	平成15年 8月 1日

鳥取県告示第581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
潮齒科医院	西伯郡会見町天万907 - 4	平成15年8月15日
隅田齒科医院	米子市富士見町二丁目152	平成15年7月31日

鳥取県告示第582号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
隅田齒科医院	米子市錦町二丁目2 - 2	平成15年8月1日

鳥取県告示第583号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡西伯町大字 福成3293	グループホームひまわり	西伯郡西伯町大字 西町43	地域生活援助	平成15年9月1日

鳥取県告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	和 田 哲 也	八頭郡郡家町大字福地346
"	平 尾 厚 志	八頭郡郡家町大字別府54 - 5
"	露 木 忠 治	八頭郡郡家町大字篠波78
"	古 家 祐 之 介	八頭郡郡家町大字大坪414
"	西 村 一 義	八頭郡郡家町大字下峰寺208
"	桑 村 和 夫	八頭郡郡家町大字山田23
"	山 根 輝 義	八頭郡郡家町大字稻荷56

〃 奥 村 明 八頭郡郡家町大字門尾261
監 事 前土居 一 泰 八頭郡郡家町大字下峰寺107 - 2
〃 小 谷 勲 八頭郡郡家町大字宮谷77 - 4
平成15年4月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 和 田 哲 也 八頭郡郡家町大字福地346
〃 平 尾 厚 志 八頭郡郡家町大字別府54 - 5
〃 西 尾 愛 治 八頭郡郡家町大字篠波136 - 1
〃 古 家 祐之介 八頭郡郡家町大字大坪414
〃 西 村 一 義 八頭郡郡家町大字下峰寺208
〃 桑 村 和 夫 八頭郡郡家町大字山田22
〃 山 根 輝 義 八頭郡郡家町大字稲荷56
〃 田 中 正 保 八頭郡郡家町大字下坂464
監 事 前土居 一 泰 八頭郡郡家町大字下峰寺107 - 2
〃 村 上 吉 孝 八頭郡郡家町大字門尾284
平成15年4月28日就任 任期4年

鳥取県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 戸 野 實 西伯郡名和町大字富長809
平成15年8月31日退任

鳥取県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 森 本 哲 西伯郡会見町三崎26
平成15年7月31日退任

鳥取県告示第587号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、岩美郡福部村大字高江131安田豊実ほか22人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業高江地区農用地造成）を平成15年9月18日認可したので、同法第95条第4項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第588号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）について、平成15年9月17日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第589号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）について、平成15年9月16日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年9月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 加茂川広域基幹改良工事（石井橋上部工）

(2) 工事場所 米子市石井

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、米子市道日原加茂川石井線の加茂川に架かる石井橋の上部工を製作し、及び架設するものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式PC単純中空床版橋（3分割プレキャストセグメント^{けた}桁）

橋 長 L = 30.00m

支 間 長 L = 29.00m

幅 員 W = 7.75 (12.25) m (内訳：車道3.0m × 2、歩道3.0m × 1)

平面線形 曲線 (R = 100m)、緩和曲線区間

架 設 工 法 架設^{けた}桁架設

(5) 工 期 平成15年10月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 99,094,800円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第367号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。)に基づく入札参加資格(以下「入札参加資格」という。)のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

ウ 平成15年9月26日(金)から同年10月8日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成15年4月1日(火)から同年10月8日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 土木工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

ウ 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日(合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成15年10月8日)までの間にあるものに限る。)の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が、1,150点以上であること。

エ 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋(道路橋に限る。)上部工の^{けた}桁製作から架設までの一連の工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

オ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の現地において架設を実施する期間中、監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受け

ていること。

ウ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が、1,100点以上であること。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の現地において架設を実施する期間中、主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成15年9月26日(金)から同年10月8日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年9月26日(金)から同年10月8日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係(電話番号0859-31-9704)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該工事契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地において架設を実施する期間中、2の(3)のオに掲げる監理技術者及び2の(4)のエに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(3)のオの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

